No.	019	_	3022 事務事業名 住宅用火災警報器設置促進事務 公的関与													公的関与 2						
PLAZ	課	果 名		総務予防調		课係		名 予防		防係	電話	番号	号 08		89-964-5213		メー	メールアドレス		soumu-yobou@c		ity.toon.ehime.jp
	事業区	区分)	ソフト事	事業		事業運	営方法	直営	1	実施	計	画	非該当	á	事業期	間		年度	~	期間の設定なし
	総合計	+画	政策	政策目標 2 安全で快適な社会基盤のまち 政策項目 5 消防体制と防災・												の充実	主要	施策	3 防火	・防災意識の	高揚と自言	主防災組織等の育成
	事業の	自的 住宅用火災警報器を を図り、人命や財産を				器を設 産を守	设置促進することで、火災による被害の軽 守るため。					減板	艮拠法	令等	消防法第9条の2、東温市火災予防条例第29条の2							
	事業の	手段			ージ、広 図ります		掲載等 (により住宅用火災警報器の設				括	曷載	計画	┢画 第4次東温市行			行政改革大綱・実施プラン				
			指標名					計算式又は指標設定理由					单位		令和・テ	左 年月	度 令和	2	年度	令和 3	年度	最終目標
	達成度	きた	住宅用火災警報器の設置率				調査結果に基づく条例適合率					% F	目標 実績	8			100 80		100		100	
	測る指			による と火災	死傷?			住宅用火災警報器の設置促 動の効果			置促進活	舌	人占	目標 実績	(0		0		0
													- 1	目標 実績								
OD CIMOK • 40H = OZ			1	イベン	/ ト等に	こよる火	災予防 	iの普及啓発活動				(4									
	活動内	内容	② 広報紙やホームペー 置維持管理					等を活用した住宅用火災警報器の設					5									
				住宅が理の対		警報器	の設置	置率調査における設置及び維持管														
	予算費	予算費目		計			_	般会計			費目	名				消	方			費		
						令和	元	年度	決算	令和	2	年度	[決	算	令和	3	年	度予	·算	備		考
	直接事業費		国•	県支出	出金				0 千円				0	千円				0	千円			
			地方債							0 千円					0 千円							
			その他特定財源						0 千円					千円				0 千円				
			一般財源						6 千円				366 千円					180 千円				
			計(A) 正職員工数·経費			0.099 人		366 千円 618 千円		0.000			366 千円 618 千円				1	180 千円 943 千円		ų.		
	人件費(B) 全体事業費			員工数		0.000			TE44567787878788989899899999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999		人人	0		千円	0.13		+		千円			
						0.000			4 千円		八	9		<u>- 1 7</u> 千円	0.00			,123		ų.		
	一次評価者		2 ()	子防		総評		A		要性 4	有効性		4	達瓦	戈度 3	対	率性			の方向性		現状維持
	項目						評	価	項	目	の	説	F	明	(一次	評価	者の:	コメン	/ / / /			
			宅用火災警報器は法律、条令等に基づき設置されており、設置促進業務は、火災による死傷者を減らすための重要な業務であるため、継続に実施する必要があります。														るため、継続					
	有効性	住宅がます。	空用火災警報器の設置促進活動は、市民の防火意識の向上につながり、火災による死傷者数を減らすことで、人命及び財産を守ることができす。																			
		全国がきます	全国及び県内の設置率からみると、東温市の設置率は高い数値にありますが、さらに、設置率等の向上を目指し、指導内容について検討しています。																			
	効率性	県下にの指導	・下に住宅用火災警報器設置・維持管理対策会が組織化されており、普及率の検討を行っている状況で、より効果的な設置促進及び維持管理 指導内容を検討していきます。															及び維持管理				
	当面の 課 題	住宅がありま	用火災	災警報	器の記	 设置調道	をにお	 いて、設	置以来	、点検等	 をしたこと	とがな	い世	世帯が	 ii多い実	態か	 ら、維持	寺管理	世につ	いての指	導強(とを行う必要が
			E宅用火災警報器の更新時期(約10年)に伴い、火災時に正常に作動しない状況を防ぐため、機器の更新及び維持管理についての広報や指 算強化を実施します。																			
	二次評	次評価者 総務予防課長 総 評価				合 価点	A	必	要性 4	有効性	性	4	達瓦	戈度 3	対	率性	4	今後	の方向性		現状維持	
	二次評価で の指摘事項 住宅用火災警報器の設置は、市民の安全・安心を確保するうえで極めて重要です。全戸への設置を目指し普及活動に努めて い。また、設置後10年経過した機器の更新についても広報を強化してください。												2努めてくださ									